

地区名を記入

〇〇〇区

防災活動マニュアル

(記入例)

マニュアル作成年月を記入

令和〇年〇月作成

マニュアルを修正した場合は、
修正年月日を記入

令和〇〇年〇月〇日修正

目 次

ページ番号を記入

第1編 自主防災会の目的と役割等	
1. 目的 3
2. 役割等 3
(1) 事業	
(2) 役員	
(3) 役員の仕事	
(4) 本部会議	
第2編 組織体制と役割分担	
1. 組織図 4
2. 本部及び各班の対応 5
第3編 防災活動	
【風水害対策】	
1. 風水害対応のフローチャート 6
2. 自主防災会の対応 7
(1) 事前体制	
(2) 警戒体制	
(3) 災害対策本部設置	
(4) 一次避難所から広域(指定)避難所への経路	
(5) 災害対策本部解散	
※大雨・洪水に対する重点パトロール箇所 8
3. 家庭内の防災対策 9
(1) 普段の防災対策	
(2) 気象警報発表時の対策	
(3) 避難行動	
4. 避難指示の伝達 12
(1) 避難指示の伝達事項	
(2) 住民への伝達方法	
【地震対策】	
(南海トラフ地震の場合)	
1. 地震発生時のフローチャート 13
2. 自主防災会の対応 14
(1) 警戒体制	
(2) 災害対策本部設置	
(3) 災害対策本部解散	

3. 家庭内の防災対策	15
(1) 普段の防災対策	
(2) “南海トラフ地震臨時情報” 発表時の対策	
(3) 避難行動	
(4) 避難所についたら ※「風水害対策」参照	
4. 避難指示の伝達 ※「風水害対策」参照	17

(突発的な大規模地震の場合)

1. 突発的な地震発生時のフローチャート	17
2. 自主防災会の対応	18
(1) 災害対策本部設置	
(2) 災害対策本部解散	
3. 家庭内の防災対策	18
(1) 普段の防災対策	
(2) 避難行動	
(3) 避難所についたら ※「風水害対策」参照	
4. 避難指示の伝達 ※「風水害対策」参照	18

第4編 広域(指定)避難所運営委員会の発足

1. 一次避難所から広域(指定)避難所への避難	19
(1) 避難要領	
2. 避難所の運営	19
(1) 運営の基本方針	
3. 広域避難所避難計画	20
(1) 避難所運営委員会の組織図	
(2) 各班の役割	

第5編 資料集 ※別紙

1. 災害前兆現象チェック表 (様式1)
2. 防災資機材備蓄一覧表 (様式2)
3. 避難時に注意が必要な危険箇所リスト (様式3)
4. 土砂災害警戒区域図

5. 広域(指定)避難所までの避難経路図

6. 災害時援護希望者リスト・所在マップ (要援護者台帳による代用可)

市より提示された避難経路図を確認し、修正があれば、地区の指定避難所(地)から広域避難所までの避難経路図を作成してください。

・「災害時援護希望者リスト・所在マップ」を作成している地区は本マニュアルに項目を掲載してください。
 ・リスト・マップは別途保管してください。
 ・要援護者台帳が整備済の場合、台帳による代用が可能です

第1編 自主防災会の目的と役割等

1. 目的

地区名を記入

〇〇〇〇区自主防災会（以下「本会」という。）は、〇〇〇〇区民相互による「共助」の精神に基づく自主的な防災活動や災害時の応急活動等を行うことにより、地震、風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

2. 役割等

(1) 事業

本会は、次の事業を行う。

- ①災害に対する災害予防及び減災に関すること。
- ②防災知識の普及・啓発に関すること。
- ③防災訓練の実施に関すること。
- ④防災資機材等の計画的整備、備蓄に関すること。
- ⑤情報の収集・伝達、消火に関すること、水防、救出・救護、避難誘導、避難所運営及び給食・給水等の応急対策に関すること。
- ⑥市や他地区の防災会等との連携に関すること。
- ⑦その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(2) 役員

本会に次の職を置き、役員の任期は 年とする。ただし再任することができる。

- | | |
|------|--------|
| ①会長 | 1名 |
| ②副会長 | 〇名 |
| ③本部員 | 〇名 |
| ④班長 | 班ごと各1名 |
| ⑤各班員 | 若干名 |
- 役員数を記入**

(3) 役員の任務

- ①会長は、組織を総括し、災害防止及び災害の発生時等における応急活動の指揮を行う。
- ②副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
- ③本部員は、住民に対する啓発活動や防災活動、災害時の応急活動等を行う。
- ④班長は、本部と連携し班活動の指揮を行う。
- ⑤班員は、班長の指示により活動を行う。

(4) 本部会議

会長は本部会議を開催し、会議では次の事項を審議する。

- ①防災活動マニュアルの作成及び改正に関すること。
- ②活動計画等に関すること。
- ③防災及び災害時の対応等に関すること
- ④その他、必要と認められること。

また、会議は、会長、副会長、本部員及び各班長によって構成する。

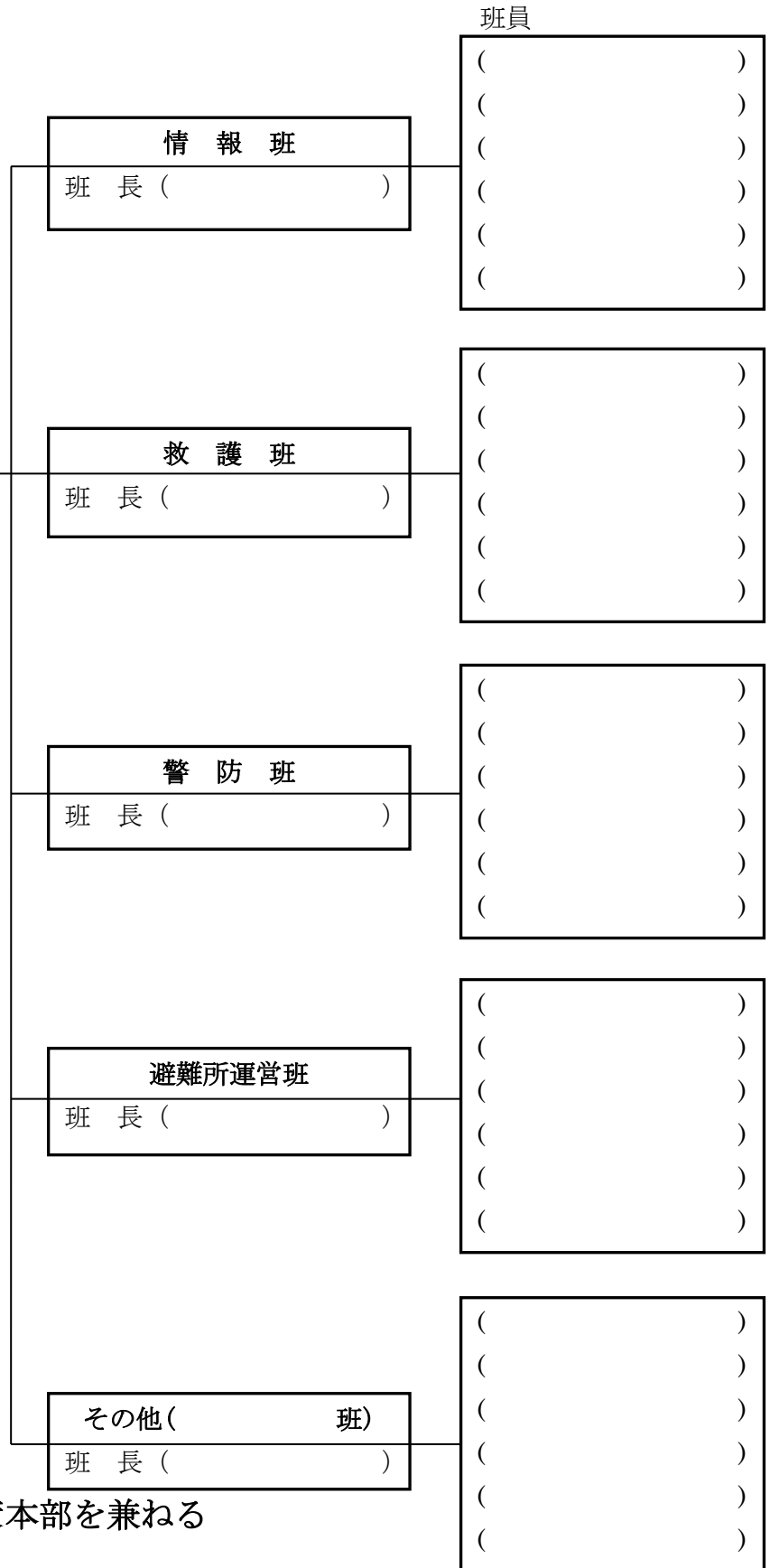
第2編 組織体制と役割分担

1. 組織図

【 区自主防災会の組織】

それぞれ氏名を記入

本 部	
会 長 ()	
副会長 ()	
本部員 ()	
〃 ()	
〃 ()	
〃 ()	
〃 ()	



※災害時には災害対策本部を兼ねる

2. 本部及び各班の対応

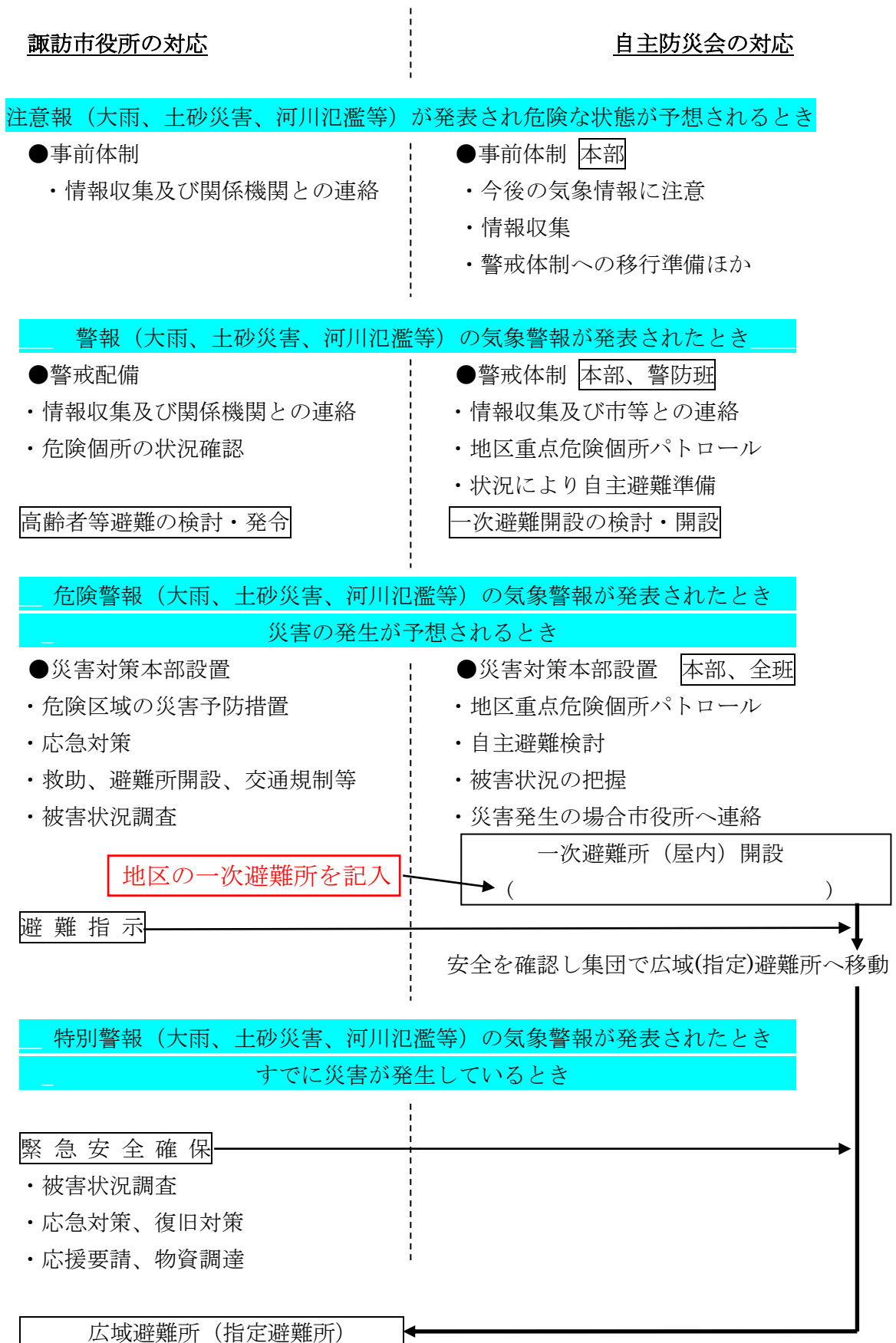
対策班	平 常 時	災 害 時
本 部	<ul style="list-style-type: none"> 本部会議の開催 防災訓練の計画及び実施 防災活動マニュアルの策定及び見直し 市及びその他団体等との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 総合的な判断及び指示 自主避難の判断及び指示 災害状況及び避難状況等のとりまとめ 市及びその他団体等との連絡調整
情報班	<ul style="list-style-type: none"> 防災に関する知識の普及 避難路・避難場所の周知 気象情報等の収集及び伝達 情報収集・伝達訓練の実施 非常持出品の準備と普及 	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集及び伝達 避難指示等の伝達 被害状況、危険箇所、避難状況の把握
救護班	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者の把握 応急手当の知識の普及 救護活動に必要な資機材の備蓄及び管理 救出及び応急手当訓練の実施 避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の救出活動と応急手当等の救護活動 災害時要援護者の避難支援 避難誘導 ボランティアの受入れ及び指揮
警防班	<ul style="list-style-type: none"> 消火用機材の点検及び管理 防災資機材の備蓄及び管理 地区の危険箇所の把握 危険箇所のパトロール 初期消火訓練の実施 土嚢づくり訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 重点危険箇所のパトロール 初期消火及び水防活動 避難誘導 出火防止の呼び掛け 安全な避難場所の指示
避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> 炊飯用具等の準備と管理 非常食及び避難所に必要な物資の備蓄及び管理 避難所開設及び運営訓練の実施 給食及び給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設と運営 給食及び給水活動 救援物資の受入れ及び配布

※その他必要に応じて班を設ける。

第3編 防災活動

【風水害対策】

1. 風水害によるフローチャート



2. 自主防災会の対応

(1) 事前体制 **本部**

- ①日ごろから、ハザードマップ・テレビ・ラジオ・インターネット等で気象情報や災害情報等の情報収集を行う。
- ②気象注意報（大雨、土砂災害、河川氾濫）やその他の注意報（強風・大雪等）が発表されたときは、以後の気象情報や災害情報に注意し危険な状態が予測される場合早期の警戒体制を整える。※資料「気象情報・災害情報等の入手方法」活用。

(2) 警戒体制 **本部、警防班**

- ①気象警報（大雨・土砂災害・河川氾濫等）が発表され、さらに雨、風が今後も続き危険な状態が予測される場合は、本部を直ちに設置する。
- ②警防班等により「地区重点パトロール箇所」のパトロールを実施する。
 - ※パトロールは、危険や事故回避のため、必ず2名以上で実施する。
 - ※パトロール箇所は、重点パトロール箇所表により実施する。
 - ※災害前兆現象チェック表（様式1）を活用する。
- ③パトロールにより、危険箇所を発見した場合は、ただちに本部へ報告する。
- ④本部は、報告を受け自主避難の判断を行い、諏訪市役所へ連絡をする。
 - ※諏訪市役所 52-4141

(3) 災害対策本部設置 **本部、全班**

- ①応急対応が必要な時または、災害が発生した時は、災害対策本部を設置する。
- ②災害対策本部設置後ただちに本部会議を開催し、自主避難検討や今後の対応について協議する。
- ③自主避難が必要な場合は、速やかに一次避難所を開設し、住民へ避難を呼びかけ、要援護者の確認・支援等を行い、避難所への誘導を行う。
- ④自主避難をした場合は、避難状況等を諏訪市役所へ連絡する。
- ⑤市から避難指示が発令された時は、広域(指定)避難所へ避難誘導を行う。
 - ※各班の対応については「本部及び各班の対応」を参照。

(4) 一次避難所から広域(指定)避難所への経路

- ①避難経路は別紙「避難経路図」による。
- ②ただし危険箇所は避け、迂回して安全な経路で避難する
 - ・危険箇所 浸水している道路
 - 増水している河川沿いの道路や橋
 - がけ沿いの道路等
- ③できるだけ集団で移動する。

(5) 災害対策本部解散

会長が一連の災害対応が終了したと判断した時、災害対策本部を解散する。

重点パトロール箇所（警報発令時は屋内等、安全な場所から確認すること。）

場 所	パトロール者	備 考
〇〇川 〇〇橋	〇〇〇〇 〇〇〇〇	橋上から河川の変化をチェックする。
〇〇川 〇〇堰取入れ口	〇〇〇〇 〇〇〇〇	取入れ口が詰まっていないかチェックする。
〇〇宅周辺	〇〇〇〇 〇〇〇〇	水がつきやすい場所なので、浸水していないか確認する。
〇〇宅裏 急傾斜地	〇〇〇〇 〇〇〇〇	異変があれば至急〇〇宅へ連絡し避難させる。
〇〇市道脇 がけ地	〇〇〇〇 〇〇〇〇	道路へ影響のある場合はすぐに市役所へ連絡する。
<p>・地区で協議し、土砂災害警戒区域等の指定箇所や地区内で危険だと思われる箇所、パトロールが必要だと思われる箇所を重点パトロール箇所として指定してください。</p> <p>・パトロールの際には災害前兆現象チェック表（様式1）を活用してください。</p>		

※備考欄には、各パトロール箇所で注意すべき事項等を記入する。

3. 家庭内の防災対策

(1) 普段の防災対策

【家族会議の開催】

- ① 家族一人ひとりの役割分担の確認
- ② 家の内外の危険箇所チェック
- ③ 避難経路、避難所・避難場所の確認
- ④ 避難カードへの記入
- ⑤ 災害時の連絡方法の確認
- ⑥ 非常持出品のチェックと点検 ※諏訪市ハザードマップ記載内容も参考にしてください。

非常持出品チェックリスト 携帯電話(充電器) ラジオ (予備電池) 懐中電灯
 救急用品 (持病薬、絆創膏、お薬手帳 など) 貴重品 (現金、預金通帳、印鑑、免許証 など)
 食料品 (飲料水、非常食、缶詰、乳児用粉ミルク、アレルギーのある方はアレルギー対応食 など)
 その他 (衣類、防寒具、ヘルメット、軍手、雨具、タオル、女性用品、紙おむつ、ホイッスル など)

⑦ 非常備蓄品の確保 (最低7日分)

飲料水 (1人1日3リットルを目安) 燃料類 (卓上コンロ、ガスボンベ、固形燃料)
 非常食品 (米、レトルト食品、缶詰、アレルギーのある方はアレルギー対応食 など)
 生活用品 (衣類、タオル、ウェットティッシュ、雨具、生理用品、紙おむつ など)

⑧ 隣近所、地区自主防災会への協力体制

(2) 気象警報発表時の対策

- ① 避難の準備 (非常持出品・服装などの確認)
- ② 情報の収集 (防災無線、防災メール、地区広報、テレビ・ラジオ等の情報)

(3) 避難行動

① 避難の判断

○ 自主避難

土石流、がけ崩れ、地滑りが発生した時や、裏山やがけ地に異変があった時、または地区自主防災会で避難を判断した時は地区指定避難所へ避難する。

○ 避難指示による避難

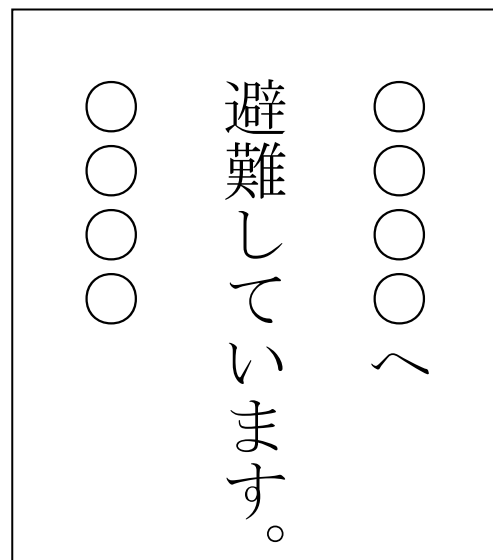
市災害対策本部より避難指示が発令されたときは、直ちに広域(指定)避難所(避難経路は別紙「避難経路図」)へ避難する。

○ 自宅待機 (屋内安全確保)

土石流の発生の恐れがなく、また浸水高より高い階以上に垂直避難可能な場合は、自宅で待機する。

②避難時の注意事項

- 携行品（非常持出袋や貴重品等）は必要最小限とし、リュックタイプの袋などに入れ、両手が使える状態で避難する。
- 火の始末を行う。
- ガスの元栓を閉める。
- 電気のブレーカーを落とす。
- 家の戸締りをする。
- 帽子等で頭部を保護し、長靴や履きなれた靴、動きやすい安全な服装で避難する。
- 隣近所で声を掛け合い、できるだけ集団で移動する。（組単位等）
- 危険箇所は避け、迂回してでも安全な経路で避難する。
 - ・危険箇所 浸水している道路
増水している河川沿いの道路や橋
がけ沿いの道路等
- 屋外が豪雨や浸水により避難所へ避難することに危険を感じた場合は、無理に避難せず、自宅の2階など、安全な場所に避難する。
- 地区自主防災会、消防職員、消防団員、警察官、市の職員等の誘導がある場合にはその指示に従う。
- 避難時に援護が必要な寝たきり老人、障害者等の災害時に自力で避難することが困難な人については、隣近所で協力しあって避難する。避難が困難な場合は地区自主防災会や消防団へ要請する。
- 避難メモの表示
玄関へ避難したことのメモを貼り出す（必ず表示）



③避難所の確認

自主避難による避難所は、原則各地区で定めた一次避難所とし、避難指示が発令された場合は市災害対策本部より指定された広域(指定)避難所へ集団で避難(避難経路は別紙「避難経路図」)する。

ただし、避難することが困難な場合、地区自主防災会は、直ちに市災害対策本部へ連絡し指示に従う。

フローチャートで指定した
避難所を記入

「一次避難所（屋内）」・・・ ○○○○○○○

- ※ 風水害時の避難所は、土砂災害、浸水害の危険性の低い公民館等に設置する。
- ※ 指定されている広域(指定)避難所は、実際の災害状況により市から別の広域(指定)避難所へ変更される場合がある。

④避難所に着いたら

- ・避難所へ避難したら避難カードに避難状況を記入し提出する。
- ・いろいろな人が避難しているので、マナーを守り、お互い助け合う。
- ・避難所運営員の指示に従う。

様式3【避難者カード】		避難者カード				【避難所名 _____】		
入所日時	年 月 日 時 分	避難形態	避難所(滞在区画) ・テント・車中・その他()					
住 所	電話番号 (自宅・携帯電話)							
世帯主名	車の車種、色、 ナンバー							
世帯構成	続柄	名 前	年齢	性別	避難先	アレルギー	障害者手帳等の等級・ 要介護認定	備 考 (配慮事項、その他)
	世帯主	(上記と同じ)		男・女	避難所・在宅・その他	有・無	手帳 級・要介護 ()	
				男・女		有・無	手帳 級・要介護 ()	
				男・女		有・無	手帳 級・要介護 ()	
				男・女		有・無	手帳 級・要介護 ()	
安否確認のための情報開示希望		希望する ・ 一部希望する(□親族 □地域役員 □マスコミ) ・ 全て希望しない						
被災状況(分かる範囲で)		家 屋(全壊・半壊・一部損壊)その他(倒壊・床上浸水など)						
ペット・介助犬等同行		有(種類: 頭数:) ・ 無						
転出年月日		年 月 日	転出先		(連絡先:)			

4. 避難指示の伝達

(1) 避難指示の伝達事項

避難指示は次の事項について伝達する。

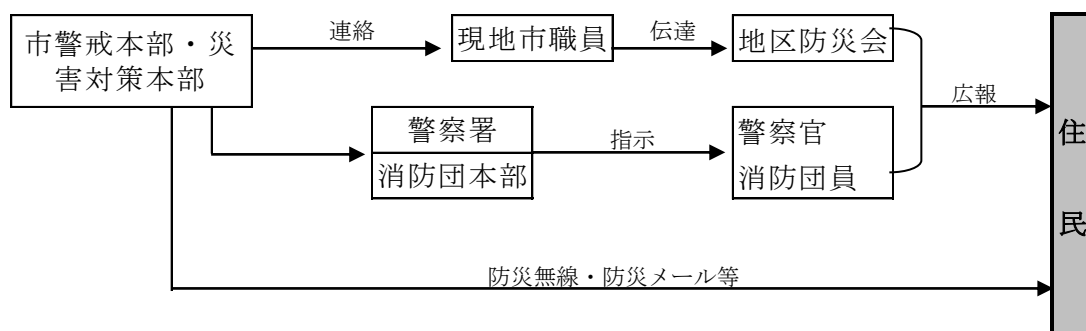
- ①発令者 ②避難を行う理由 ③避難を行う地区名
- ④避難場所 ⑤避難時の注意事項

(2) 住民への伝達方法

避難指示された場合には、防災無線や防災メール等及び消防団、警察官、地区自主防災会等の協力を得て関係住民に周知する。

①防災無線及び防災メール等による伝達

②広報車、ハンドマイク等による伝達



【地震対策】

(南海トラフ地震の場合)

諏訪市役所の対応

● 警戒体制

南海トラフ臨時情報（調査中）

● 警戒本部設置準備

臨時情報等（巨大地震注意）

- ・市職員招集
- ・防災無線、防災メール等による広報

● 警戒本部設置

臨時情報等（巨大地震警戒）

- ・防災無線、防災メール等による広報
- ・広報車による広報
(市職員・消防署・消防団)

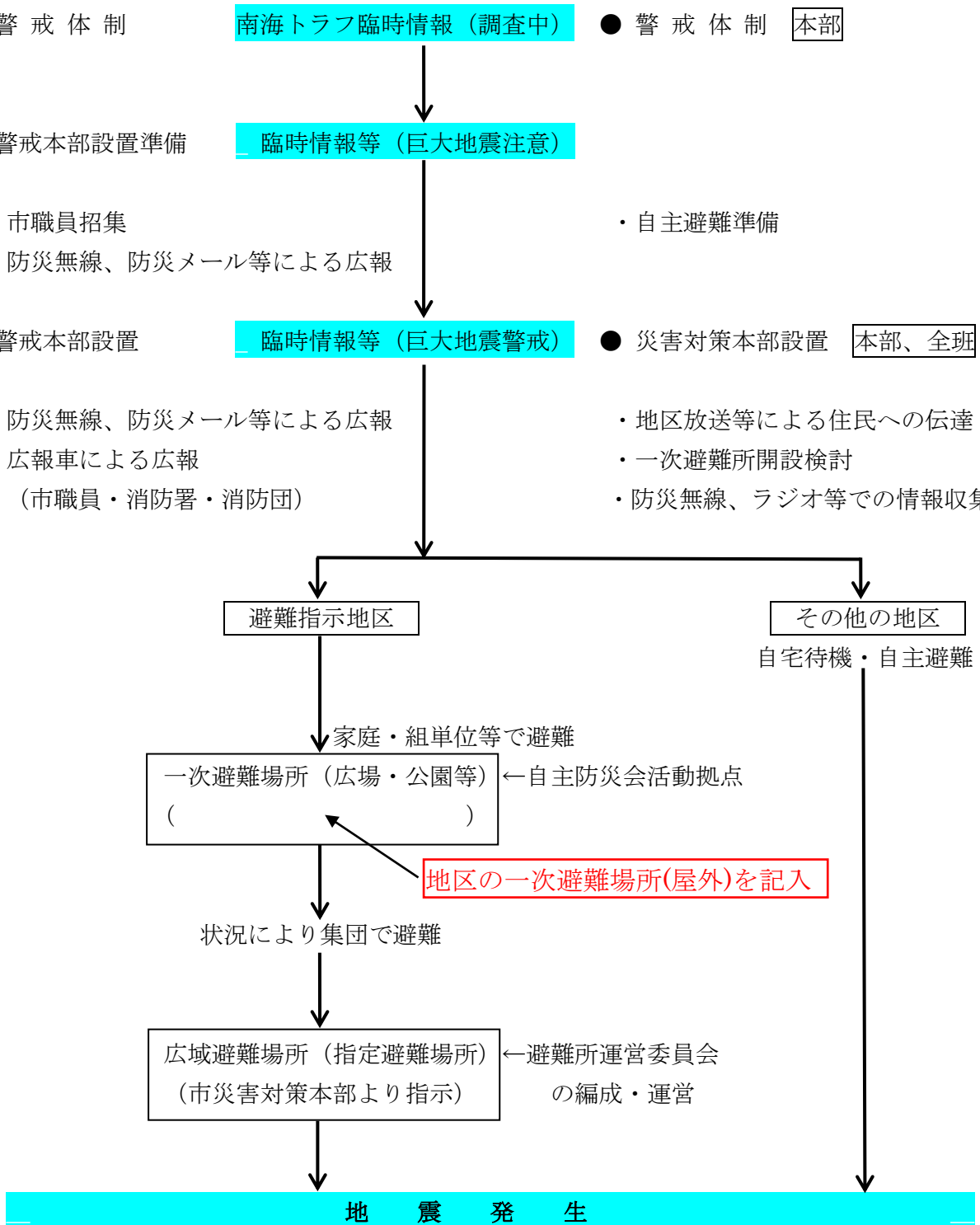
自主防災会の対応

● 警戒体制 本部

- ・自主避難準備

● 災害対策本部設置 本部、全班

- ・地区放送等による住民への伝達
- ・一次避難所開設検討
- ・防災無線、ラジオ等での情報収集



● 市災害対策本部設置

大きな余震等の恐れが無くなってから施設内へ避難又は帰宅

2. 自主防災会の対応

(1) 警戒体制 本部

臨時情報の発表に関しては、南海トラフ付近でマグニチュード（以下、「M」という。）6.8 程度以上の地震が発生した場合やプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合、国が調査を開始するとともに、気象庁が臨時情報（調査中）を発表します。国の「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」（以下、「評価検討会」という。）の結果により、臨時情報の種別として「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかが発表されます。（下図参照）

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



(2) 災害対策本部設置 本部、全班

地震発生前

- ①臨時情報の発表を受けて、ただちに災害対策本部を地区指定避難所に設置する。災害対策本部を設置した場合は、諏訪市役所へ連絡をする。
- ②災害対策本部設置後ただちに本部会議を開催し、今後の対応について協議する。
- ③避難所運営班は指定避難所の受入れ準備をする。

避難対象地区※1では避難者の受入れを行い、その他の地区では、自主避難してきた住民の受入れを行う。

※1 避難対象地区は急傾斜地崩落危険箇所（県で指定）

地震発生後

- ④警防班等によりパトロールを実施し、避難時に注意が必要な危険箇所を把握する（様式3）。パトロールの結果を災害対策本部へ報告し、危険箇所を住民に周知し避難に役立てる。
- ⑤災害対策本部は、被害状況及び避難状況を諏訪市役所へ報告する。
※各班の対応については「本部及び各班の対応」を参照。

（3）災害対策本部解散

会長が一連の災害対応が終了したと判断した時、災害対策本部を解散する。

3. 家庭内の防災対策

（1）普段の防災対策

【家族会議の開催】

- ①家族一人ひとりの役割分担の確認
- ②家の内外の危険箇所チェック
- ③家具等転倒落下防止チェック
- ④避難経路、避難所・避難場所の確認
- ⑤避難カードへの記入
- ⑥災害時の連絡方法の確認
- ⑦非常持出品のチェックと点検 ※諏訪市ハザードマップ記載内容も参考にしてください。

- 携帯電話(携帯充電器) ラジオ (予備電池) 懐中電灯 (予備電池)
- 救急用品 (持病薬、絆創膏、お薬手帳 など) 貴重品 (現金、預金通帳、印鑑、免許証 など)
- 食料品 (飲料水、非常食、缶詰、乳児用粉ミルク、アレルギーのある方はアレルギー対応食 など)
- その他 (衣類、防寒具、ヘルメット、軍手、雨具、タオル、女性用品、紙おむつ、ホイッスル など)

⑧非常備蓄品の確保 (最低7日分)

- 飲料水 (1人1日3リットルを目安) 燃料類 (卓上コンロ、ガスボンベ、固形燃料)
- 非常食品 (米、レトルト食品、缶詰、アレルギーのある方はアレルギー対応食 など)
- 生活用品 (衣類、タオル、ウェットティッシュ、雨具、生理用品、紙おむつ など)

⑨隣近所、地区自主防災会への協力体制

（2）臨時情報発表時の対策

- ①避難対象地区では避難開始。その他の地区は、避難の準備（非常持出品・服装・避難口の確保など）
- ②火の始末（火気使用機器、ガスの元栓、不要な電気機器のコンセントなど）
- ③情報の収集（防災無線、防災メール、地区広報、テレビ・ラジオ等の情報）

(3) 避難行動

①避難の判断

- 臨時情報発表と同時に避難
避難対象である急傾斜地崩壊危険箇所地区は臨時情報発表と同時に避難する。
- 避難指示による避難
地すべり危険箇所等、状況により市警戒本部からの避難指示により避難する。
- 自宅待機
上記地区以外で、耐震住宅または耐震改修済み住宅は住宅内での待機とし、その他の住宅にあつては建物の高さの1.5倍以上離れた庭や広場等において待機する。

②避難時の注意事項

- 携行品（非常持出袋や貴重品等）は必要最小限とし、リュックタイプの袋などに入れ、両手が使える状態で避難する。
- 火の始末を行う。
- ガスの元栓を閉める。
- 電気のブレーカーを落とす。
- 家の戸締りをする。
- 帽子等で頭部を保護し、厚底の長靴や履きなれた靴、動きやすい安全な服装で避難する。
- 隣近所で声を掛け合い、できるだけ集団で移動する。（組単位等）
- 危険箇所は避け、迂回してでも安全な経路で避難する。
- 地区自主防災会、消防職員、消防団員、警察官、市の職員等の誘導がある場合にはその指示に従う。
- 避難時に援護が必要な寝たきり老人、障害者等の災害時に自力で避難することが困難な人については、隣近所で協力しあつて避難する。避難が困難な場合は地区自主防災会や消防団へ要請する。
- 避難メモの表示
玄関へ避難したことのメモを貼り出す（必ず表示）

○	避難 して います。	○
○		○
○		○
○		○
○		○
		〽

③避難所の確認

臨時情報発表時の避難所は、地区ごとに定めた一次避難場所（屋外）とし、一次避難場所が避難指示区域内の場合は、地区自主防災会または関係機関の指示により、避難指示区域外の二次的避難場所へ集団で避難する。

※南海トラフ地震臨時情報発表中は、施設内への収容は原則として行わないが、例外として、屋外避難が困難な災害時要援護者等は、市が指定する避難施設に避難させる。

※地震発生により被災した場合は、「諏訪市地域防災計画」に基づき、市災害対策本部の指示により地区の一次避難所から、広域(指定)避難所へ集団避難する。

(4) 避難所に着いたら

※「風水害対策」参照。

4. 避難指示の伝達

※「風水害対策」参照

(突発的な大規模地震の場合)

1. 突発的な大地震発生時のフローチャート

諏訪市役所の対応

自主防災会の対応

● 市災害対策本部設置

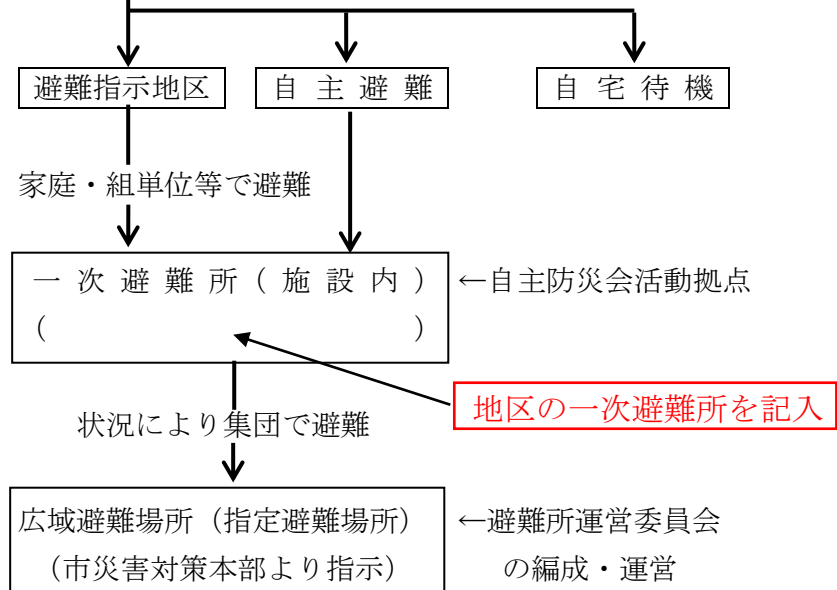
大規模地震又は災害発生

● 災害対策本部設置

本部、全班

- ・市職員招集
- ・防災無線、防災メール等による広報
- ・広報車による広報
(市職員・消防署・消防団)

- ・地区放送設備等による住民への伝達
- ・一次避難所の開設
- ・避難誘導
- ・地震により発生した危険個所の調査
- ・防災無線、ラジオ等での情報収集



2. 自主防災会の対応

(1) 災害対策本部設置

- ①大地震が発生した場合、直ちに災害対策本部を設置する。
- ②災害対策本部設置とともに、避難所運営班は指定避難所を開設し、避難者の受入れを行う。
- ③警防班等によりパトロールを実施し、避難時に注意が必要な危険箇所を把握する(様式3)。パトロールの結果を災害対策本部へ報告し、危険箇所を住民に周知するとともに、避難誘導班は避難誘導に役立てる。
- ④災害対策本部は、被害状況及び避難状況を諏訪市役所へ報告する。
※各班の対応については「本部及び各班の対応」を参照。

(2) 災害対策本部解散

会長が一連の災害対応が終了したと判断した時、災害対策本部を解散する。

3. 家庭内の防災対策

(1) 普段の防災対策

P 1 5 の【家族会議の開催】参照

(2) 避難行動

①避難指示による避難

市災害対策本部より避難指示が発令されたときは、余震に注意しながら、直ちに広域(指定)避難所へ避難する。

②避難時の注意事項

P 1 6 の「②避難時の注意事項」参照

③避難所の確認

地区ごとに定めた一次避難所(施設内)とする。

「一次避難所(施設内)」・・・・・・ ○○○○○○

フローチャートで指定した避難所を記入

※地震発生により被災した場合は、「諏訪市地域防災計画」に基づき、市災害対策本部の指示により地区の一次避難所から、広域(指定)避難所へ集団避難する。

(3) 避難所に着いたら

※「風水害対策」参照。

4. 避難指示の伝達

※「風水害対策」参照

第4編 広域(指定)避難所運営委員会の発足

地区の一次避難所と異なり、広域(指定)避難所は各地区から多くの避難者が集結してくるため、秩序ある避難所の管理運営のために、避難者の各地区の自主防災会の役員が中心となり「避難所運営委員会」を組織する。

避難所運営の主体は、避難者が組織する避難所運営委員会とし、市職員、学校、施設管理者及びボランティアは、その支援にあたるものとする。

1. 一次避難所から広域(指定)避難所への避難

指定避難所から広域避難所へ集団避難する場合、地区自主防災会は住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難誘導を行う。

(1) 避難要領

- ① 傷病者、高齢者、障害者及び乳幼児等の災害時要援護者を優先して避難させる。
- ② 徒歩を原則として、車両による避難を避ける。
ただし、歩行不可能な避難者は、警察署、消防署、消防団等の協力により搬送する。
- ③ 単独行動を避け、班編成などによりまとまって避難する。
- ④ 広範囲な避難で地区のみで対応できない場合は市に対し協力要請を行う。
- ⑤ 避難路は、災害発生危険箇所を避け、指定ルートが危険な場合は、安全な経路を選定する。
- ⑥ 避難後の警戒にあたっては、警察と協力し、消防団が中心となり地区内の防火防犯活動を行う。

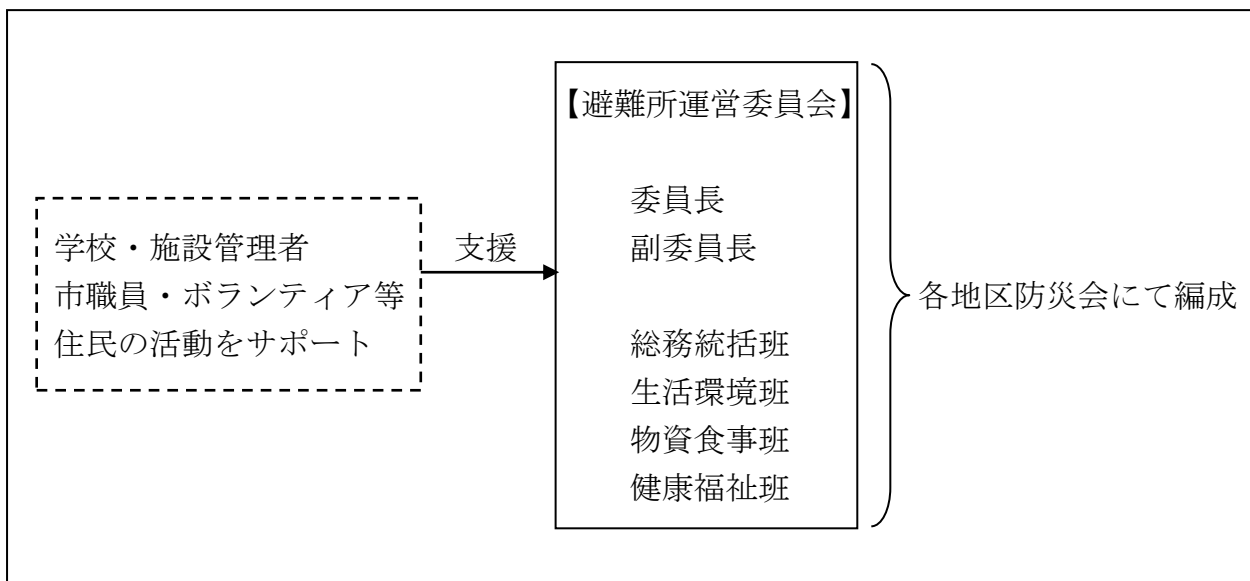
2. 避難所の運営

(1) 運営の基本方針

- ① 避難所の運営は、避難地域の地区自主防災会が中心となって自主的に運営する。
- ② 地区自主防災会が未結成の地域についても自治会等の役員が運営委員会に参加する。
- ③ 住民による自主運営が不可能な場合は、市職員が主体となり施設管理者、地域住民、ボランティア等の支援を得て、避難所の運営を行う。

3. 広域(指定)避難所避難計画

(1) 避難所運営委員会の組織図



(2) 各班の役割

総務統括班	総務	① 市災害対策本部との調整・定時報告
		② 避難所運営委員会の事務局
		③ 避難所運営の記録
		④ 避難者名簿の作成、管理
		⑤ 施設の防火・防犯、保全管理
		⑥ 避難所の安全確認と危険箇所への対応
		⑦ 防災資機材や備蓄品の確保
		⑧ 地域との連携
		⑨ 郵便物・宅配便等の取次ぎ
		⑩ ボランティアの受入れ
総務統括班	情報・広報	① 情報通信機器の配備
		② 情報収集
		③ 情報発信
		④ 情報伝達・掲示板
		⑤ 報道機関等への対応・訪問者への対応
		⑥ 安否確認等問い合わせへの対応
		⑦ 相談窓口

生活環境班	衛生・生活環境の改善	① 衛生管理生活環境の改善に関すること	
		② 上履きと下履きの区別、掃除	
		③ ゴミの処理	
		④ トイレの使用	
		⑤ 風呂・シャワーの使用	
		⑥ ペットの飼育	
		⑦ 生活用水の確保	
物資食事班	物資・食事の支援	① 物資、食料の調達	
		② 炊き出し	
		③ 物資、食料の受入れ	
		④ 物資の管理、配布	
		⑤ 食料の管理、配布	
健康福祉班	健康・福祉	① 避難者の健康管理	
		② 近隣の救護所や医療機関の開設状況を把握	
		③ 避難所内に医務室を設置	
		④ 避難所内の医薬品の種類、数量把握	
		⑤ 要配慮者への対応	
		⑥ 心身の衰えのある高齢者など避難所対応	
	感染症対策	感染症対策	① 避難所内における感染症防止対策の考え方
			② 感染症対策・感染予防症化
			③ 感染者の対応